

京都府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第2号

定期監査の結果に係る措置状況について

平成29年度に実施した監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第292条において準用する同法199条第12項の規定により、京都府後期高齢者医療広域連合長から通知があったので、その結果を別紙のとおり公表する。

平成30年4月26日

| | |
|--------------------|-------|
| 京都府後期高齢者医療広域連合監査委員 | 川村 和久 |
| 京都府後期高齢者医療広域連合監査委員 | 長岡 一夫 |

30京広第165号

平成30年4月24日

京都府後期高齢者医療広域連合
代表監査委員 川村 和久 様

京都府後期高齢者医療広域連合長
佐々木 稔納

定期監査の結果に係る措置状況について

平成30年2月8日付けで提出のあった京都府後期高齢者医療
広域連合定期監査結果報告（30京広監第3号）について、別紙の
とおり措置を講じたので、地方自治法第292条において準用する
同法第199条第12項の規定により、通知する。

(別紙)

平成29年度定期監査の結果に係る措置状況について

1 契約の自動更新について

(指摘)

事務所の賃借や公舎の借り上げ、事務所の清掃業務については、契約が自動更新されているが、前者については、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約による契約を行い、また後者については、必要に応じて同法第214条に規定する予算で債務負担行為として定めておくなど、適切な事務処理を行われたい。

(措置の内容)

事務所及び公舎の賃借契約については、平成30年度以降の契約締結に当たっては、長期継続契約に切り替え、歳出予算が減額等された場合の解除の取決め等を特約条項として追加する等、改善を図った。

また、清掃業務については、平成30年度からの契約締結において、自動更新に係る条項を削除し、単年度契約に切り替えた。

2 複数年にわたる契約の締結と費用の一括前払金について

(指摘)

複合機の再リース契約については、契約期間が複数年に跨っており、また、当該費用も初年度分と次年度分を一括して支出していることから、契約期間を各年度で区切ることや、毎月払を行う等、適切な事務処理を行われたい。

(措置の内容)

今回指摘のあった再リース契約に係るカラー複合機については、当該契約終了後に機器更新を行うこととしているため、当面再リースの予定はないが、今後同様の事案が生じた場合は、会計年度独立の原則等に基づき適切な処理に努めるよう、指摘事項について事務局内で情報共有し、再発防止に向けて周知徹底を図った。

3 各種調達に係る業務の履行確認について

(指摘)

各種調達に係る業務の履行確認から支出に係る手続については、財務規則に定める検査調書がなかったことから、財務規則に基づいた適正な事務処理を行われたい。

(措置の内容)

契約業務の履行確認については、新たに検収事務取扱要綱を制定し、検査調書の様式を定めるとともに、財務規則及び同要綱に基づき処理するよう周知を図った。

4 随意契約について

(指摘)

随意契約の起案文書については、調達にかかる経過、意思決定及び随意契約理由等が不明瞭なものがあったため、説明責任を果たす等の観点から、より一層明確に記載するようされたい。

(措置の内容)

随意契約の起案に当たっては、平成30年度分から、記載内容について更に充実するよう改善を図った。